

福岡県福岡南地域雇用開発計画

2023（令和5）年4月1日～2026（令和8）年3月31日

福岡県

【福岡県福岡南地域雇用開発計画】

(目 次)

第 1	雇用開発促進地域の区域……………	P1	～	P2
第 2	雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項……………	P2		
第 3	雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項…	P2		
第 4	雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項			
1	新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項……………	P3	～	P6
2	職業能力開発の推進に関する事項……………	P6		
3	労働力需給の円滑な結合の促進に関する事項……………	P7		
4	各種支援措置の周知徹底に関する事項……………	P7		
5	地域雇用開発の効果的な推進に関する事項……………	P7		
第 5	計画期間に関する事項……………	P7		

【福岡県福岡南地域雇用開発計画】

第1 雇用開発促進地域の区域

対象地域は福岡南公共職業安定所管内のうち福岡市南区の一部を除いた地域であり、対象市は筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市の5市である。

自然的には、北は三郡山地・筑紫山地、西は脊振雷山山系、南は耳納山地に囲まれた福岡平野に存する地域である。

経済的には、卸売・小売業、サービス業等が盛んな地域であり、太宰府天満宮や九州国立博物館及び二日市温泉を観光資源とした観光業も活発である。

社会的には、福岡市の住宅地域として発展してきた地域である。

以上より、当地域は、地域雇用開発促進法第2条第2項第1号に示すように、自然的経済的社会的に一体性を有すると考える。

(要件の検討)

- ① 直近の国勢調査における当地域の労働力人口に対する最近3年間における一般有効求職者数の月平均値の割合は3.5%となっている。基準となる全国平均値(3.2%)以上であり、要件を満たしている。

【福岡南地域を所管する公共職業安定所における労働力人口に対する一般有効求職者数の月平均値の割合】

	一般有効求職者数の月平均値(人)	労働力人口(人) (令和2年)	労働力人口に対する割合(%)	基準 (全国平均値)
令和2年	10,197	316,185	3.2	
令和3年	11,059	316,185	3.5	
令和4年	11,828	316,185	3.7	
3年間平均			3.5	3.2

(資料出所) 職業安定業務統計及び令和2年国勢調査を基に算出 注)福岡南公共職業安定所管内全域の数値

- ② 当地域における直近1年間の一般有効求人倍率の月平均値は0.73倍となっている。基準となる全国平均値の3分の2(0.85倍)以下であり、要件を満たしている。

《福岡南地域の一般有効求人倍率》

	有効求人倍率(倍)	基準
令和2年	0.73	
令和3年	0.69	
令和4年	0.73	0.85
3年間平均	0.72	0.80

《福岡南地域の常用有効求人倍率》

	有効求人倍率(倍)	基準
令和2年	0.66	
令和3年	0.63	
令和4年	0.68	0.80
3年間平均	0.66	0.74

(資料出所) 職業安定業務統計を基に算出 注)福岡南公共職業安定所管内全域の数値

以上より、当地域は地域雇用開発促進法施行規則第2条第1項第1号及び第2号の要件を満たし、法第2条第2項の「雇用開発促進地域」に該当する。

第2 雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

当地域の人口は439,695人で、県全体の人口の8.6%を占めている。労働力人口は193,583人で、福岡県の労働力人口の8.2%を占めている。労働力人口のうち、若年者（15～34歳）は43,017人であり、当地域における若年者の比率（22.2%）は県全体の若年者の比率（24.0%）を1.8ポイント下回っている。高齢者（60歳以上）は41,947人であり、当地域における高齢者の比率（21.7%）は県全体の高齢者比率（23.1%）を下回っている。県平均に比べると、35歳から60歳までの子育て世代の労働力人口が若干多い。（令和2年国勢調査）

当地域の完全失業率は4.4%であり、県平均の完全失業率（4.6%）を0.2ポイント下回っている。若年者（15～34歳）の完全失業率では6.4%であり、県平均の6.1%を0.3ポイント上回っているものの、全年齢で比べると、完全失業率が若干低い地域である。（令和2年国勢調査）

また、県平均の完全失業率（令和4年7～9月期）は3.0%と、国勢調査実施の平成22年以降、改善傾向で推移しているが、全国平均（2.6%）を上回っており、厳しい状況にある。（労働力調査（基本集計））

産業構成を見ると、地域内の民営事業所で働く従業者は125,275人であり、県全体の5.6%を占めている。そのうち、卸売業、小売業の従業者が34,207人（27.3%）と最も多く、次いで医療、福祉21,918人（17.5%）、宿泊業、飲食サービス業12,887人（10.3%）となっている。（平成28年経済センサス-活動調査による）

職種別の求人・求職の状況を見ると、医療、福祉関係14,155人、次いで卸売業、小売業4,905人などの求人が多い。（令和3年度職業安定業務年報）

当地域における直近3年間平均の有効求人倍率は、一般有効求人倍率0.72倍、常用有効求人倍率は0.66倍となっており、全般的に有効求職者に比べて有効求人は少ない。

第3 雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項

1 地域雇用開発の実績について

前計画（令和2年4月～令和5年3月）の目標数値240人に対する実績は174人（令和4年12月末時点実績値）であり、助成金を支給した業種は、主に医療関係、社会福祉・介護であった。実績は下表のとおりである。

〈地域雇用開発の実績〉

	目標	実績（令和2年4月～令和4年12月末現在）			
		累計	初年度	翌年度	最終年度
対象労働者数（人）	240	174	72	63	39
支給決定金額（千円）	—	58,495	21,800	18,310	18,385

（最終年度は、令和4年4月～令和4年12月末現在）

2 地域雇用開発の目標について

当地域は太宰府天満宮、九州国立博物館及び二日市温泉などにおける観光による雇用機会の拡大が期待される地域であり、卸売業、小売業等により、雇用の拡大を図っていく。

今回の計画では、「地域雇用開発助成金」による雇入れ数200人を目標とする。当地域においては、特に小売業、飲食業、医療・介護関係等の分野において助成金活用が見込まれる。

第4 雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

当地域は、観光による雇用機会の拡大が期待される地域であり、また、地域内の民営事業所で働く従事者のうち、卸売業、小売業が最も多い状況にある。こうした地域の特性を念頭に置き、下記に掲げる取組を行うことで、卸売業、小売業や医療、福祉、宿泊業、サービス業等の地域の産業振興につなげるとともに、雇用の拡大を図る。

1 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項

(1) 地域未来投資促進法との連携

国の地域未来投資促進法の同意を受けた、もしくは同意を目指している地域については、地域雇用開発の促進に資する取組として、国の産業施策との連携を図りながら、雇用開発に取り組む。

(2) 地域再生法の活用

安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地域再生法に基づき認定を受けた地域再生計画で定める地域について、企業の本社機能の移転・拡充に取り組む。

(3) 雇用機会の開発に関する重点施策

ア 産業・企業や地域ニーズを踏まえた人材育成・定着支援

デジタル、グリーン、新たな成長分野等での県民の活躍に向け、関係機関と連携して産業や企業のニーズを的確にとらえ、産業政策と一体となった人材育成を推進する。

具体的な取組としては、ICT・IoTといった最新の技術を活用し、デジタル化による変革を担うことのできる専門人材や業種横断的に活躍が期待されるICTリテラシー（ICTに関する知識、教養、能力）の高い人材の強化及び、在職者や求職者向けに、介護・福祉、建設、運輸、農林水産等の分野で働くことの魅力を知る機会を提供するとともに、業界の基礎知識・専門知識等を身に付けスキルアップにつながる講座を実施。また、職場体験等実習型の就業機会を増やすとともに、就職後の定着に向けた相談支援の提供等を行う。事業者向けには、事業所の魅力向上に向けた支援を提供するとともに、求職者との出会いの場の提供を行う。

イ 商工施策

県内においては、①グリーンアジア国際戦略総合特区、②バイオ産業拠点化の推進、③グリーンデバイス開発・生産拠点化の推進、④「Ruby」「ブロックチェーン」等I

T産業の振興、⑤宇宙ビジネスの振興、⑥有機光エレクトロニクス研究開発拠点化の推進、⑦水素エネルギー産業の振興、⑧北部九州自動車産業グリーン先進拠点プロジェクトの推進、⑨航空機関連産業の振興などを中心に、新たな成長産業の育成・集積・拠点化を促進し、雇用機会の拡大を図る。

①グリーンアジア国際戦略総合特区の推進

本県と北九州市、福岡市が一体となって進めている「グリーンアジア国際戦略総合特区」は、地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、環境を軸とした産業の国際競争力を強化し、アジアから世界に展開する産業拠点の構築を図るものである。

特区を強力に推進するため、国による金融・税制面の支援に加え、県による企業立地促進交付金の上乗せや不動産取得税の課税免除、両政令市による固定資産税の課税免除など地域独自の支援を講じ、企業の設備投資を支援する。

また、平成25年度からは、特区の効果を広く県内中小企業に波及させるため、県内中小企業が特区関連事業に関連して行う設備投資に対する助成も実施している。特に、令和4年度からは、半導体、車載用の蓄電池、洋上風力発電機、水素エネルギーに関する一定の事業の用に供する場合の補助率等を拡充し、重点的な支援を行っている。

②バイオ産業拠点化の推進

本県は令和3年、国（内閣府）が全国で4か所指定を行う「地域バイオコミュニティ」（地域の企業や研究機関を中核として、特色あるバイオ産業を展開することで、持続可能な循環型社会を実現し、世界市場にも進出する企業が活躍・発展する地域拠点）の第1号として認定された。

今後、国のバイオ戦略と連携した「福岡バイオコミュニティ」の形成を進めるため、本県の強みである「次世代創薬」、「再生医療」、「スマートセル」、「機能性表示食品」の4分野をターゲットに、リーディングプロジェクトや製品開発支援、ビジネス展開支援等に取り組む。

③グリーンデバイス開発・生産拠点化の推進

本県には、数多くの優れた半導体関連企業、半導体人材を育成する大学や高専、工業高校といった教育機関、企業の研究開発を支える「三次元半導体研究センター」等が集積している。

こうした強みを活かし、産学官が連携して、新製品開発支援やビジネス展開、人材育成等に取り組み、カーボンニュートラルに対応する製造業を支える「グリーンデバイス」の開発・生産拠点化を推進する。

④「Ruby」「ブロックチェーン」等IT産業の振興

本県には、産学官連携組織「福岡Ruby・コンテンツビジネス振興会議」の取組等により、優れた技術を持つITベンチャー・エンジニアが集積している。こうした強みを活かし、「Ruby」「ブロックチェーン」等、今後成長が期待されるIT分野の拠点化を目指し、ITベンチャー企業の新製品開発支援やビジネス展開支援、最新の技術動向を踏まえた専門講座の提供による人材育成支援等に取り組む。

各産業の現場課題を解決し、デジタル化を促進していくため、現場ニーズとITベンチャー企業の持つシーズのマッチング、「AI」「IoT」技術による新製品・サービス開発等を支援する。

⑤宇宙ビジネスの振興

本県には、これまでの産業政策により、世界トップレベルの性能を持つ小型レーダー衛星の打ち上げに成功した宇宙ベンチャー企業や高度な技術を持つものづくり企業、ITベンチャー企業、大学等が集積している。こうした強みが評価され、令和2年、国（内閣府）から「宇宙ビジネス創出推進自治体」に選定された。

本格的な宇宙利用時代の到来に向け、国やJAXAと連携し、人工衛星やロケット等の宇宙関連機器開発への支援や衛星データ利用ビジネス等の本県発の宇宙ビジネスの創出に取り組む。

⑥有機光エレクトロニクス研究開発拠点化の推進

有機光エレクトロニクス分野の研究で世界をリードする九州大学や関連するベンチャー企業、有機光エレクトロニクス実用化センター等の公的支援機関の集積を活かし、県内中小・ベンチャー企業が取り組む次世代発光材料や製造装置の製品開発支援、ビジネス展開支援等に取り組み、関連産業の育成・拠点化を推進する。

⑦水素エネルギー産業の振興

世界的にカーボンニュートラルに向けた動きが急速に広がっており、水素は脱炭素化のキーテクノロジーとして位置づけられ、産業や運輸など幅広い分野での活用が期待されている。

今後、水素を巡る市場は大きく拡大することが見込まれ、再生可能エネルギーを活用した「グリーン水素」の活用が求められている。

このような動きを受け、①水素製造のイノベーション②水素利用の拡大③水素関連産業の集積を目指す「福岡県水素グリーン成長戦略」を策定し、水素分野における環境と経済の好循環「グリーン成長」を図っていく。

⑧北部九州自動車産業グリーン先進拠点プロジェクトの推進

自動車産業において、4メーカーが立地する北部九州は産学官が一体となったこれまでの取組により、開発・設計から生産まで一貫して行う有数の生産拠点として成長しており、カーボンニュートラルの実現に向けた自動車の電動化や水素技術の更なる活用、自動運転領域等への取組を推進し、国内における自動車産業の拠点として更なる成長を目指す。

⑨航空機関連産業の振興

平成22年に産学官で設立した「福岡県航空機産業振興会議」を核として、24時間利用可能で広大な用地や港湾機能を有する北九州空港周辺地域への航空機関連企業の誘致とともに、自動車部品製造等の高い技術力を有する地元企業の航空機産業への参入促進に取り組む。

⑩企業誘致の推進

これからのデジタル社会における全ての産業の根幹となり、エネルギー・環境制約を

克服するための大規模データセンターや半導体等のデジタル産業をはじめとした企業等を、地域のポテンシャルを最大限に活かし、国内外から戦略的に誘致する。

また、本県の産業競争力を高め、良質な雇用の場を確保するため、企業の本社機能の移転・拡充を促進する。

⑪観光

南部から中央部にかけて丘陵が広がる脊振山地と、北部の三郡山地に囲まれており、宝満山や天拝山、四王寺山などトレイルや公園が整備されている森もあり、身近に自然を体験できるレジャースポットとなっている。

このような豊富な自然を活用し、サイクリングやトレッキング（山歩き）をはじめとした様々な活動や遊びと観光を組み合わせた体験・交流型の観光振興に取り組むことで、県内への来訪を促進し、旅行消費の拡大やリピーター化を図るとともに、広く県内周遊が行われるよう、新たな旅のニーズに合わせたプロモーションを行い、国内外からの誘客の促進を図る。

⑫その他

資金調達や販路拡大等を幅広く支援する「フクオカベンチャーマーケット」を有望ベンチャーの発掘の場として位置づけ、ベンチャーの個別支援につなげる。

IPO（上場）を目指す経営者の育成、事業化に必要な資金調達に特化した支援等、成長意欲の高い起業家を伴走支援することで、県内ベンチャー企業への投資を促進する。

地域資源の活用や地域課題の解決をテーマとしたビジネスプランコンテストの開催を通じ、創業者を発掘するとともに、「地域中小企業支援協議会」を中心に地域ぐるみの創業支援を実施する。

ウ 農林水産施策

農林漁業への就業希望者に対し、対面のほか、オンラインも活用した新規就業セミナー・相談会を開催するとともに、農林漁業就業マッチングセンターによる就職応援サイトの運営により、新規就業者の確保を図る。

農業分野では、技術習得研修の実施、営農から生活関連まで一体的に受け付ける市町村での相談窓口の設置及び雇用就業者の円滑な就業に向けた支援などにより新規就農の促進を図る。また、経営の複合化や6次産業化、雇用導入による規模拡大等を通じた収益力の向上で、雇用の受け皿となる農業法人等の経営の強化を促進する。

林業分野では、人材の育成・確保と雇用の安定を図るため、新規参入者への技術・技能研修の実施や林業雇用管理改善の指導等を行う。また、社会保険等への加入促進、林業退職金制度の掛金等への助成を行う。

2 職業能力開発の推進に関する事項

(1) 高校生・大学生等

県内の職業系高校、大学、高専及び専修学校等において、産業界の要請に応じた基礎知識・基礎学力を身に付けた優秀な人材を育成する。

(2) 求職者や非正規雇用労働者等

求職者や非正規雇用労働者等を対象に、県内7校の高等技術専門校において、ものづくり分野を中心とした施設内訓練、就職支援を実施する。併せて、主に知識を習得するための短期の訓練を民間教育訓練機関等に委託し、実施する。

年代別・対象別の就職支援センターにおいても、個別相談や就職に役立つ各種講習を実施する。また、若者就職支援センターにおいても、学生に対する地元企業のPRを促進するため、地元企業紹介事業やオンライン座談会を実施する。

(3) 女性

「子育て女性就職支援センター」において、子育て中の女性等を対象に、就職相談から就職支援情報・保育情報の提供、就職あっせんまで一人一人の状況に応じたきめ細かな就職支援を一貫して実施する。

(4) 高齢者

高齢者の高い就業・社会参加意欲に応えるため、「生涯現役チャレンジセンター」を中心に、再就職や派遣、シルバー人材センターといった就労、NPO・ボランティア活動への参加など多様な選択肢の提案やマッチングを行うとともに、独自求人開拓や企業に対する定年延長など「70歳以上まで働ける制度」の導入の働きかけ等を実施する。

(5) 障がいのある人

県内13の障がい保健福祉圏域すべてに設置している「障害者就業・生活支援センター」において、障がいのある人の就業及びそれに伴う生活に必要な支援を実施するとともに、県独自の職業紹介事業における就職相談から職場定着までの一連の支援や、福岡障害者職業能力開発校における職業訓練、就職支援を通じて、障がい者雇用の拡大を図る。

3 労働力需給の円滑な結合の促進に関する事項

年代別・対象別の就職支援センター、若者サポートステーション、ハローワーク、新卒応援ハローワーク及び市町村の無料職業紹介所やふるさとハローワーク等において、就職相談、就業セミナー、会社説明会やインターンシップ等の就職先とのマッチング機会の提供等を実施し、求人・求職の円滑な結合を進める。

また、介護・福祉、建設、運輸、農林水産等、人材が不足する分野や新たな雇用が見込まれる分野での人材の確保・育成・定着を推進する。

さらに、正規雇用促進企業支援センターにおいては、県内企業の人材確保・定着を支援し、希望する方の正規雇用を促進する。

4 各種支援措置の周知徹底に関する事項

事業主等に対しては、県中小企業振興センター、県中小企業振興事務所、地域内の商工会議

所、商工会、市町村及び公共職業安定所等の関係者と連携し、ガイドブック、チラシ、ホームページ等によって企業支援情報等の周知に努める。

求職者に対しては、年代別・対象別就職支援センターや労働者支援事務所、公共職業安定所、公共職業訓練施設等において、職業能力開発や就職支援に関する情報の周知に努める。

また、新聞広告、県広報誌、テレビ、ポスターや県ホームページなど、様々な媒体を活用し、県民の利用を促す。

5 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項

福岡地方労働審議会、福岡県労働政策審議会、県内4地域での関係機関会議や市町村との連絡会議において、関係機関や労使代表者との情報交換を図り、地域の実情に応じた施策の立案や効果的な実施方法の検討を行い、各種施策を実施する。

第5 計画期間に関する事項

本計画は厚生労働大臣の同意を得た日から3年間とする。